

# 京都府公報

号外 第13号

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入数ノ内町  
発行所 京 都 府  
政 策 法 務 課  
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入  
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社  
電話 (075) 441-3155

## 目 次

<b>規 則</b>		ページ
○京都府組織規程及び京都府広域振興局長等に権限を委任する規則の一部を改正する規則 (人事課)	1	
○京都府保健所長に権限を委任する規則の一部を改正する規則 (健康対策課)	4	
○京都府労働委員会事務局組織規則の一部を改正する規則 (労働政策室)	5	
<b>訓 令</b>		
○部課長専行規程及び京都府地方機関処務規程の一部を改正する訓令 (人事課)	〃	
○副部長及び技監の掌理する事務を定める訓令 (人事課)	10	
○京都府高齢化対策推進本部規程の一部を改正する訓令 (高齢者支援課)	11	
<b>告 示</b>		
○地方自治法第171条第4項の規定により会計管理者が出納員に事務を委任した告示等の一部改正 (会計課)	〃	

<b>府 議 会</b>		
○京都府議会議事局規程の一部を改正する訓令	11	
<b>公 営 企 業</b>		
○京都府公営企業の組織等に関する規程等の一部を改正する規程	〃	
<b>教 育 委 員 会</b>		
○京都府教育委員会基本規則の一部を改正する規則	63	
<b>人 事 委 員 会</b>		
○職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	〃	
○職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	〃	
○職員の公益的法人等への派遣等に関する規則の一部を改正する規則	64	

## 規 則

次に掲げる規則をここに公布する。

京都府組織規程及び京都府広域振興局長等に権限を委任する規則の一部を改正する規則

京都府保健所長に権限を委任する規則の一部を改正する規則

京都府労働委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

令和6年4月1日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府規則第30号

京都府組織規程及び京都府広域振興局長等に権限を委任する規則の一部を改正する規則

(京都府組織規程の一部改正)

第1条 京都府組織規程(昭和30年京都府規則第32号)の一部を次のように改正する。

目次中「第62条の3」を「第62条の4」に改める。

第13条第1項の表専門幹の項の次に次のように加える。

事務指導員	室、課又は部	上司の命を受けて担任の事務を処理する。
-------	--------	---------------------

第13条第2項中「、文化施設政策監及び文化施設政策監付企画調整理事」を「及び文化施設政策監」に改め、同条第3項中「、文化施設政策監付企画調整理事は命を受けて専門的な企画調整及び特命事務に関する事務を」を削り、同条中第17項を第21項とし、同条第16項中「及び第14項」を「、第14項、第16項及び第18項」に改め、同条中同項を第20項とし、第15項を第19項とし、同条第14項中「及び第12項」を「、第12項、第14項及び第16項」に改め、同条中同項を第18項とし、第13項を第15項とし、同項の次に次の2項を加える。  
16 第1項、第2項、第4項、第6項、第8項、第10

項、第12項及び第14項に規定する職のほか、危機管理監付事務指導員、文化施設政策監付事務指導員、危機管理監付技術指導員及び文化施設政策監付技術指導員を置くことがある。

17 危機管理監付事務指導員及び文化施設政策監付事務指導員は上司の命を受けて担任の事務を、危機管理監付技術指導員及び文化施設政策監付技術指導員は上司の命を受けて技術に関する担任の事務を処理する。

第13条第12項中「及び第10項」を「、第10項及び第12項」に改め、同条中同項を第14項とし、第11項を第13項とし、同条第10項中「及び第8項」を「、第8項及び第10項」に改め、同条中同項を第12項とし、第9項を第11項とし、同条第8項中「及び第6項」を「、第6項及び第8項」に改め、同項を同条第10項とし、同条第7項中「調整を」の右に「、文化施設政策監付企画参事は上司の命を受けて文化施設政策監の所掌する事務の企画立案、推進及び調整を」を加え、同項を同条第9項とし、同条第6項中「及び第4項」を「、第4項及び第6項」に改め、「危機管理監付企画参事」の右に「、文化施設政策監付企画参事」を加え、同条中同項を第8項とし、第5項を第7項とし、同条第4項中「及び第2項」を「、第2項及び第4項」に改め、同条中同項を第6項とし、第3項の次に次の2項を加える。

4 第1項及び第2項に規定する職のほか、副危機管理監を置くことがある。

5 副危機管理監は、命を受けて危機管理監の所掌する事務の一部の事務を掌理し、その事務につき関係の職員を指揮監督する。

第20条の2中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第8号までを1号ずつ繰り上げる。

第26条中「政策環境総務課」を「政策環境総務課  
万博・地域交流課」に改める。

第29条の次に次の1条を加える。

(万博・地域交流課の事務)

第29条の2 万博・地域交流課においては、2025年大阪・関西万博の開催に伴う企画、総合調整及び地域の活性化に関する事務をつかさどる。

第31条を次のように改める。

(デジタル政策推進課の事務)

第31条 デジタル政策推進課においては、次の事務をつかさどる。

(1) デジタル社会の形成に関する施策の企画、総合調整及び推進に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。  
(2) 行政事務の合理化及び業務改革に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。

第37条の4中第10号を第11号とし、第6号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 自転車競技事務所に関すること。

第38条中「こども・青少年総合対策室」を「こども・子育て総合支援室」に、「家庭支援課」を「家庭・青少年支援課」に改める。

第38条の2（見出しを含む。）中「こども・青少年総合対策室」を「こども・子育て総合支援室」に改め、同条第1号中「及び青少年対策」を削り、同条第9号から第11号までを削る。

第38条の9（見出しを含む。）中「家庭支援課」を「家庭・青少年支援課」に改め、同条中第11号を第14号とし、第7号から第10号までを3号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の3号を加える。

(7) 青少年活動の推進に関すること。

(8) 青少年の健全育成に関すること。

(9) 京都府立青少年海洋センターに関すること。

第39条中「ものづくり振興課」を「産業振興課」に改める。

第40条の4（見出しを含む。）中「ものづくり振興課」を「産業振興課」に改める。

第49条中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号を第10号とし、第12号を第11号とし、同条の次に次の1号を加える。

(12) 林業金融に関すること。

第51条中 「公営企画課」を「公営企業経営課  
水環境対策課」に  
水道政策課  
下水道政策課」

改める。

第62条の3（見出しを含む。）中「水環境対策課」を「下水道政策課」に改め、第2章第10節中同条を第62条の4とする。

第62条の2（見出しを含む。）中「公営企画課」を「水道政策課」に改め、同条を第62条の3とし、第62条の次に次の1条を加える。

(公営企業経営課の事務)

第62条の2 公営企業経営課においては、上下水道施策の企画及び総合調整に関する事務をつかさどる。

第65条第2号の表京都府少子化対策審議会の項及び京都府子育て支援審議会の項を削る。

第68条の表専門幹の項の次に次のように加える。

事務指導員	第1種地方機関	上司の命を受けて担任の事務を処理する。
-------	---------	---------------------

第72条の5第1項の表の9の項中「こども・青少年総合対策室又は家庭支援課」を「家庭・青少年支援課」に改め、同表の23の項、25の項及び29の項中「ものづくり振興課」を「産業振興課」に改める。

第78条の2第1項第11号から第13号までを次のように改める。

(11) 性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。以下この項において「困難な問題を抱える女性」という。）に関する

各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応じること。

- (12) 困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
- (13) 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。

第78条の2第1項第14号中「要保護女子」を「困難な問題を抱える女性」に改め、同条第2項中「売春防止法（昭和31年法律第118号）第34条」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第9条」に、「婦人相談所」を「女性相談支援センター」に改め、同条第4項中「売春防止法第36条」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第12条」に、「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改める。

第80条の4第1項第3号中「特定計量器」を「特定計量器等」に、「販売」を「販売等」に改め、同項第8号中「指定計量証明検査機関」を「計量証明検査及び指定計量証明検査機関」に改める。

- 第88条第2項用地課の項に次の1号を加える。
- (4) 地籍調査に関すること。

第91条第20項中「第11項まで、第14項、第16項及び第18項」を「第12項まで、第15項、第17項及び第19項」に改め、同条中同項を第21項とし、第19項を第20項とし、同条第18項中「第11項まで、第14項及び第16項」を「第12項まで、第15項及び第17項」に改め、同条中同項を第19項とし、第17項を第18項とし、同条第16項中「第11項」を「第12項」に、「第14項」を「第15項」に改め、同条中同項を第17項とし、第15項を第16項とし、同条第14項中「第11項」を「第12項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第13項中「第10項」を「第11項」に改め、同条中同項を第14項とし、第10項から第12項までを1項ずつ繰り下げ、第9項の次に次の1項を加える。

10 第2種地方機関に事務指導員を置くことがある。  
第103条中第3号を削り、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

- (1) 京都府立京都学・歴彩館

第104条第16項中「第10項まで、第12項及び第14項」を「第11項まで、第13項及び第15項」に改め、同条中同項を第17項とし、第15項を第16項とし、同条第14項中「第10項」を「第11項」に、「第12項」を「第13項」に改め、同条中同項を第15項とし、第13項を第14項とし、同条第12項中「第10項」を「第11項」に改め、同項の表中

京都府立植物園		必要があるときは、理事
京都府立京都学・歴彩館	企画総務課	保安長

を

京都府立京都学・歴彩館	企画総務課	保安長
京都府立植物園		必要があるときは、理事

に改め、同条中同項を第13項とし、第11項を第12項とし、第10項を第11項とし、第9項の次に次の1項を加える。

10 第3種地方機関に事務指導員を置くことがある。  
第106条を削り、第105条を第106条とし、第5章第3節第2款中同条の前に次の1条を加える。  
(京都府立京都学・歴彩館)

第105条 京都府立京都学・歴彩館（以下「歴彩館」という。）は、府民に京都の文化、歴史等に関する学習及び交流の場を提供するとともに、京都に関する資料等を収集し、保存し、及び公開することにより、京都における文化の発展及び学術の振興に資することを目的とする。

- 2 歴彩館は、京都市左京区下鴨半木町1番地29に置く。
- 3 歴彩館に、次の課を置く。

企画総務課  
資料課  
京都学推進課

第108条を次のように改める。

第108条 削除

(京都府広域振興局長等に権限を委任する規則の一部改正)

第2条 京都府広域振興局長等に権限を委任する規則（昭和31年京都府規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第41号中「及び健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第26条の規定による改正前の法（以下この号において「旧法」という。）」を削り、又及びネを削り、同条第6項中「第161条」を「第160条第1項」に改め、同条第11項第5号エを削り、同号ウ中「第9条第1項」を「第10条第1項」に改め、同号中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 法第8条の規定による業務規程の変更の届出の受理

第2条第11項第5号オ中「第24条第1項」を「第29条第1項」に改め、同号中オをキとし、エの次に次のように加える。

オ 法第19条の規定による事故の届出の受理

カ 法第22条の規定による利用者の安全及び利益に関する情報の公表

第2条第14項第8号を次のように改める。

- (8) 電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号。以下この号において「法」とい

- う。)の定めるところにより行う次に掲げる事務
  - ア 法第10条の規定による占用の許可
  - イ 法第11条第1項の規定による占用の許可
  - ウ 法第12条第1項の規定による変更の許可
  - エ 法第14条第2項の規定による届出の受理
  - オ 法第15条第1項の規定による権利の譲渡の承認
  - カ 法第21条の規定による占用等の協議
- 第2条第14項第34号に次のように加える。
- オ 法第71条の規定による宅地建物取引業者に対する指導、助言及び勧告

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(京都府会計規則の一部改正)
- 2 京都府会計規則(昭和52年京都府規則第6号)の一部を次のように改正する。

別表健康福祉部家庭支援課の項中

健康福祉部家庭支援課	家庭支援課長
------------	--------

を

健康福祉部家庭・青少年支援課	家庭・青少年支援課長
----------------	------------

に改め、同表京都府立京都学・歴彩館の項を削り、同表京都府農林水産技術センターの項の次に次のように加える。

京都府立京都学・歴彩館	企画総務課長
-------------	--------

- (母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部改正)
- 3 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則(昭和57年京都府規則第14号)の一部を次のように改正する。  
別記第9号様式の注の1、3及び6中「家庭支援課」を「家庭・青少年支援課」に改める。

京都府規則第31号

京都府保健所長に権限を委任する規則の一部を改正する規則

京都府保健所長に権限を委任する規則(昭和55年京都府規則第21号)の一部を次のように改正する。

別表の3の表感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)の項中(55)を(63)とし、(54)を(60)とし、その次に次のように加える。

- (61) 第50条の6第3項の規定により検体等の提出を受理すること。
- (62) 第53条の7第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定により受診者の数等の通報又

は報告を受理すること。

別表の3の表感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)の項中(53)を(59)とし、同項の(52)中「第44条の3の3及び第50条の4」を「第44条の3の6及び第50条の7」に改め、同項中(52)を(58)とし、同項の(51)中「第44条の3第7項」を「第44条の3第10項(第50条の2第4項において準用する場合を含む。)」に改め、同項中(51)を(57)とし、(50)を(54)とし、その次に次のように加える。

- (55) 第44条の3第1項及び第2項並びに第50条の2第1項及び第2項の規定により報告又は協力を求めること。

- (56) 第44条の3第6項(第50条の2第4項において準用する場合を含む。)の規定による報告を受けること。

別表の3の表感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)の項の(49)中「第38条第9項」を「第38条第11項」に改め、同項中(49)を(53)とし、同項の(48)中「第38条第8項」を「第38条第10項」に改め、同項中(48)を(52)とし、同項の(47)中「第38条第7項」を「第38条第9項」に改め、同項中(47)を(51)とし、(36)から(46)までを(40)から(50)までとし、同項の(35)中「又は」を削り、「指示する」を「指示し、又は職員に駆除させる」に改め、同項中(35)を(38)とし、同項の(34)中「又は」を削り、「指示する」を「指示し、又は職員に消毒させる」に改め、同項中(34)を(37)とし、(33)を(36)とし、(32)を(35)とし、同項の(31)中「第44条の3の2第6項及び第50条の3第6項」を「第44条の3の5第6項及び第50条の6第6項」に改め、同項中(31)を(34)とし、同項の(30)中「第44条の3の2第6項及び第50条の3第6項」を「第44条の3の5第6項及び第50条の6第6項」に改め、同項中(30)を(33)とし、(29)を(32)とし、(28)を(29)とし、その次に次のように加える。

- (30) 第22条第2項(第26条において準用する場合を含む。)及び第56条第1項の規定による確認の通知を受理すること。

- (31) 第22条第3項(第26条において準用する場合を含む。)及び第48条第3項の規定による退院の請求を受理すること。

別表の3の表感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)の項中(27)を(28)とし、(26)を(27)とし、(25)の次に次のように加える。

- (26) 第20条第7項(第26条において準用する場合を含む。)及び第46条第6項の規定による証拠の提出を受理すること。

別表の3の表感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)の項の次に次のように加える。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成10年厚生省令第99号)	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 第20条の3第3項の規定により患者票を交付すること。</li> <li>(2) 第20条の3第5項の規定により病院又は診療所の変更の届出を受理すること。</li> <li>(3) 第20条の3第6項の規定により患者票の返納を受理すること。</li> </ol>
---	---

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

京都府規則第32号

京都府労働委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

京都府労働委員会事務局組織規則（昭和28年京都府規則第9号）の一部を次のように改正する。

第16条を第17条とし、第13条から第15条までを1条ずつ繰り下げ、第12条の次に次の1条を加える。

（事務指導員）

第13条 課に事務指導員を置くことがある。

2 事務指導員は、上司の命を受けて担任の事務を処理する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

京都府訓令第5号

本 庁  
地方機関

部課長専行規程及び京都府地方機関処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年4月1日

京都府知事 西 脇 隆 俊

部課長専行規程及び京都府地方機関処務規程の一部を改正する訓令

（部課長専行規程の一部改正）

第1条 部課長専行規程（昭和27年京都府訓令第18号）の一部を次のように改正する。

第8条第21号中「（健康福祉部技監の専行に係る事項を除く。）」を削る。

第8条の2を削る。

第10条第3号中「漁港漁場整備法（）」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律（）」に、「漁港漁場整備法施行令」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律施行令」に改める。

第11条の3第2項中第16号を削り、第17号を第16号とし、第18号を第17号とし、第19号を第18号とする。

第18条第1項中「こども・青少年総合対策室」を「こども・子育て総合支援室」に改め、同条第3項第6号

を削り、同条第7項中「家庭支援課」を「家庭・青少年支援課」に改める。

第20条第6項第6号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

第21条第9項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、同項第4号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同項中同号を第5号とし、第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 宅地建物取引業法に基づく宅地建物取引業者の免許（京都市（京都府乙訓土木事務所及び京都府南丹土木事務所が所管する区域を除く。）の区域に限る。）

第21条第12項中「水環境対策課」を「下水道政策課」に、「流域別下水道総合計画」を「流域別下水道整備総合計画」に改める。

（京都府地方機関処務規程の一部改正）

第2条 京都府地方機関処務規程（昭和30年京都府訓令第23号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号シ中(リ)を(ロ)とし、(タ)から(ヲ)までを(テ)から(レ)までとし、(ノ)の次に次のように加える。

(タ) 法第76条の5第1項及び第76条の13第1項の規定による組織変更の認可

(テ) 法第76条の13第2項の規定による市町村長の同意の徴集

(ト) 法第76条の13第3項の規定による市町村長への通知

第3条第1号ヒ(カ)及び(キ)中「掲示」を「掲示等」に改め、同号ヒ(セ)中「第50条」を「第50条第1項」に、「掲示」を「掲示等」に改める。

第3条中第14号及び第15号を削り、第13号を第15号とし、第12号を第14号とし、第11号を第13号とし、第10号を削り、第9号を第11号とし、同号の次に次の1号を加える。

(12) 京都府職員福利厚生センターの長

ア センターの利用の承認及びその取消し

イ 物品の貸付けの承認

ウ 休館日及び利用時間の変更

エ 利用料の徴収及びその減額

第3条中第8号を削り、第7号を第10号とし、第6号を第9号とし、第5号を第6号とし、同号の次に次の2号を加える。

(7) 京都府水産事務所の長

ア 漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく次に掲げる事務

(ア) 漁業法第26条第1項の規定による漁獲量等の報告の受理

(イ) 漁業法第26条第2項の規定による漁獲量等の報告

(ウ) 漁業法第30条第1項の規定による漁獲量等の報告の受理

(エ) 漁業法第30条第2項の規定による漁獲量等

の報告

(オ) 漁業法第90条第1項の規定による資源管理の状況等の報告の受理

(カ) 漁業法第122条の規定による漁場の標識の建設等の命令

イ 漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号）に基づく次に掲げる事務

(ア) 漁業法施行規則第42条第2項の規定による採捕の許可

(イ) 漁業法施行規則第42条第6項の規定による許可証の交付

(ウ) 漁業法施行規則第42条第7項の規定による許可証の再交付

(エ) 漁業法施行規則第42条第9項の規定により返納される許可証の受領

(オ) 漁業法施行規則第42条第10項の規定による報告の受理

ウ 京都府漁業調整規則（令和2年京都府規則第54号。以下この号において「調整規則」という。）に基づく次に掲げる事務（スからハまでに掲げる事務（ス、セ及びニ）からハまでに掲げる事務にあつては、内水面における採捕の許可に係るものに限る。）にあつては、京都市中丹広域振興局及び京都府丹後広域振興局の所管区域内の採捕の許可に係るものに限る。）

(ア) 調整規則第4条第1項の規定による漁業の許可

(イ) 調整規則第6条の規定による起業の認可

(ウ) 調整規則第7条第1項の規定による起業の認可に基づく漁業の許可

(エ) 調整規則第11条第9項の規定による地位の承継の届出の受理

(オ) 調整規則第14条第1項の規定による継続の許可及び起業の認可

(カ) 調整規則第16条第1項の規定による変更の許可

(キ) 調整規則第17条第2項の規定による地位の承継の届出の受理

(ク) 調整規則第18条第2項の規定による廃止等の届出の受理

(ケ) 調整規則第18条第3項後段の規定による廃止の届出の受理

(コ) 調整規則第19条の規定による届出の受理

(サ) 調整規則第21条第1項の規定による報告の受理

(シ) 調整規則第24条の規定による許可証の公布

(ス) 調整規則第25条第2項（調整規則第43条第8項において準用する場合を含む。）の規定による証明した許可証の写しの交付

(セ) 調整規則第25条第3項（調整規則第43条第8項において準用する場合を含む。）の規定により返納される許可証の写しの受領

(ソ) 調整規則第29条（調整規則第33条第13項に

おいて準用する場合を含む。）の規定による許可証の書換え交付及び再交付

(タ) 調整規則第30条第1項（調整規則第33条第13項において準用する場合を含む。）の規定により返納される許可証の受領

(チ) 調整規則第30条第2項（調整規則第33条第13項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理

(ツ) 調整規則第33条第1項の規定による採捕の許可

(テ) 調整規則第33条第9項の規定による許可証の交付

(ト) 調整規則第33条第11項の規定による証明した許可証の写しの交付

(ナ) 調整規則第33条第12項の規定により返納される許可証の写しの受領

(ニ) 調整規則第43条第1項の規定による採捕の許可

(ヌ) 調整規則第43条第3項の規定による許可証の交付

(ネ) 調整規則第43条第5項の規定による報告の受理

(ノ) 調整規則第43条第6項の規定による変更の許可

(ハ) 調整規則第43条第7項の規定において準用する同条第3項の規定による許可証の書換え交付

エ 漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）に基づく次に掲げる事務

(ア) 漁港及び漁場の整備等に関する法律第6条第2項の規定による漁港の指定（2以上の市町村の区域にわたる第1種漁港に係るものを除く。）

(イ) 漁港及び漁場の整備等に関する法律第6条第5項の規定による指定の内容の変更及び取消し

(ウ) 漁港及び漁場の整備等に関する法律第6条第7項の規定による報告

(エ) 漁港及び漁場の整備等に関する法律第24条第1項後段の規定による許可

(オ) 漁港及び漁場の整備等に関する法律第25条第1項第3号の規定による漁港管理者の指定

(カ) 漁港及び漁場の整備等に関する法律第37条第1項の規定による許可

(キ) 漁港及び漁場の整備等に関する法律第37条第2項の規定による命令

(ク) 漁港及び漁場の整備等に関する法律第38条第1項の規定による認可

(ケ) 漁港及び漁場の整備等に関する法律第39条の2の規定による許可の取消し等

オ 漁船法（昭和25年法律第178号）に基づく次に掲げる事務

(ア) 漁船法第4条の規定による動力漁船の建造

- 等の許可等
- (イ) 漁船法第6条第2項の規定による許可の期間の延長
- (ウ) 漁船法第7条第1項の規定による許可の取消し
- (エ) 漁船法第8条の規定による動力漁船の認定
- (オ) 漁船法第10条第1項の規定による漁船の登録
- (カ) 漁船法第12条第1項及び第3項の規定による登録票の交付
- (キ) 漁船法第13条の規定による漁船及び登録票の検認
- (ク) 漁船法第17条第3項の規定による変更の登録及び登録票の書換え交付
- (ケ) 漁船法第19条の規定による登録の取消し
- (コ) 漁船法第20条第1項の規定により返納される登録票の受領
- (サ) 漁船法第21条の規定による謄本の交付
- (シ) 漁船法第36条の規定による報告の受理
- (ス) 漁船法第50条第1項から第3項までの規定による立入検査
- カ 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）に基づく次に掲げる事務
  - (ア) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第9条第1項の規定による漁港災害復旧事業の検査等
  - (イ) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第12条第1項第3号に掲げる災害復旧事業の成功認定に関する検査（本庁で特に検査員を派遣する場合を除く。）及び成功認定
- キ 漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）及び漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）に基づく次に掲げる事務
  - (ア) 漁船損害等補償法第112条第1項、第3項及び第4項の規定による加入区の指定及び変更
  - (イ) 漁船損害等補償法第112条の2第2項の規定による義務加入発起人届及び義務付保同意書の受理
  - (ウ) 漁船損害等補償法第112条の2第3項の規定による付保義務の発生のための同意の認定
  - (エ) 漁船損害等補償法施行令第5条第1項の規定による届出の受理
  - (オ) 漁船損害等補償法施行令第5条第3項の規定による指定漁船調書の縦覧
  - (カ) 漁船損害等補償法施行令第7条第1項の規定による訂正の承認
  - (キ) 漁船損害等補償法施行令第7条第2項の規定による訂正の命令
- ク 海岸法（昭和31年法律第101号）第7条第1項又は第8条第1項の規定により漁港管理者として管理を行う海岸保全区域内の占用及び行為の許可

- ケ 漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）に基づく次に掲げる事務
  - (ア) 漁業災害補償法第105条第1項第1号口及び第2号口、第118条第1項並びに第125条の3第1項第2号の規定による加入区の設定
  - (イ) 漁業災害補償法第105条の2第3項（同法第108条第5項及び第125条の6において準用する場合を含む。）の規定による義務加入発起人届及び義務付保同意書の受理
  - (ウ) 漁業災害補償法第105条の2第4項（同法第108条第5項及び第125条の6において準用する場合を含む。）の規定による共済契約締結の同意の認定
- コ 沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号）第3条第1項の貸付けに係る借入辞退届及び事業実施報告書の受理
- サ 遊漁船業の適正化に関する法律（昭和63年法律第99号。以下この号において「遊漁船業適正化法」という。）に基づく次に掲げる事項
  - (ア) 遊漁船業適正化法第3条第1項の規定による遊漁船業者の登録
  - (イ) 遊漁船業適正化法第7条の規定による遊漁船業者の変更の届出の記載
  - (ウ) 遊漁船業適正化法第11条の規定による遊漁船業者の登録の抹消
  - (エ) 遊漁船業適正化法第20条の規定による業務改善命令
  - (オ) 遊漁船業適正化法第21条第1項の規定による登録の取消し及び事業停止命令
  - (カ) 遊漁船業適正化法第24条の規定による遊漁船業団体の指定
  - (キ) 遊漁船業適正化法第26条の規定による遊漁船業団体への業務改善命令
  - (ク) 遊漁船業適正化法第27条の規定による遊漁船業団体の指定の取消し
  - (ケ) 遊漁船業適正化法第28条第3項の規定による協議を行う旨の通知
- シ 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和2年法律第79号。以下この号において「水産流通適正化法」という。）及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第13条第2項の規定により都道府県が処理する事務に関する政令（令和4年政令第18号）に基づく次に掲げる事務（(オ)から(キ)までに掲げる事務にあつては、届出採捕者に係るものに限る。）
  - (ア) 水産流通適正化法第3条第1項の規定による届出の受理
  - (イ) 水産流通適正化法第3条第2項の規定による通知
  - (ウ) 水産流通適正化法第3条第3項の規定による変更の届出の受理
  - (エ) 水産流通適正化法第7条第1項の規定によ

- る 勧告
- (ホ) 水産流通適正化法第7条第3項の規定による命令
- (カ) 水産流通適正化法第12条第1項の規定による報告の徴収等及び立入検査
- (キ) 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第13条第2項の規定により都道府県が処理する事務に関する政令第3項、第5項及び第6項の規定による報告
- ス 小型漁船の総トン数の測度に関する政令（昭和28年政令第259号）第1条第1項の規定による小型漁船の総トン数の測度
- セ 請負工事の完成検査及び中間検査（本庁で特に検査員を派遣する場合を除く。）
- ソ 請負工事の中止期間が1月以内の中止及びその解除
- タ 請負工事の完成期限の3月以内の延期の承認（再延期に係るものを除く。）
- チ 補助金等の交付等に関する事務で知事が別に定めるもの
- ツ 京都府水産事務所長に権限が委任された事項、京都府水産事務所長が専行することとされた事項等に係る告示及び公告
- (8) 京都府京都林務事務所の長
- ア 鳥獣保護管理法に基づく次に掲げる事項
  - (ア) 鳥獣保護管理法第39条第1項の規定による狩猟免許の交付
  - (イ) 鳥獣保護管理法第43条の規定による狩猟免許の交付
  - (ウ) 鳥獣保護管理法第46条第2項の規定による狩猟免許の再交付
  - (エ) 鳥獣保護管理法第54条の規定により返納される狩猟免許の受領
  - (オ) 鳥獣保護管理法第55条第1項の規定による狩猟者の登録
  - (カ) 鳥獣保護管理法第60条の規定による狩猟者登録証及び狩猟者記章の交付
  - (キ) 鳥獣保護管理法第61条第1項の規定による狩猟者登録の変更登録
  - (ク) 鳥獣保護管理法第61条第5項の規定による狩猟者登録証及び狩猟者記章の再交付
  - (ケ) 鳥獣保護管理法第65条の規定により返納される狩猟者登録証及び狩猟者記章の受領
  - (コ) 鳥獣保護管理法第66条の規定による狩猟の結果の報告の受理
- イ 鳥獣保護管理規則に基づく次に掲げる事項
  - (ア) 鳥獣保護管理規則第50条の規定による狩猟免許の亡失の届出の受理
  - (イ) 鳥獣保護管理規則第65条第10項の規定による狩猟者登録証及び狩猟者記章の亡失の届出の受理
  - (ウ) 鳥獣保護管理規則第65条第12項の規定により返納される狩猟者登録証及び狩猟者記章の

- 受領
- ウ 食料システム法に基づく次に掲げる事項（林業に係るものに限る。）
  - (ア) 食料システム法第19条第1項の規定による環境負荷低減事業活動実施計画の認定
  - (イ) 食料システム法第20条第1項の規定による環境負荷低減事業活動実施計画の変更の認定
  - (ウ) 食料システム法第20条第2項の規定による環境負荷低減事業活動実施計画の変更の届出の受理
  - (エ) 食料システム法第20条第3項の規定による環境負荷低減事業活動実施計画の取消し
  - (オ) 食料システム法第46条第1項の規定による報告の徴収（(ア)から(エ)までの事項に係るものに限る。）
- エ 森林病虫害等防除法に基づく次に掲げる事項
  - (ア) 森林病虫害等防除法第5条第1項の規定により行う同法第3条第1項各号に掲げる命令
  - (イ) 森林病虫害等防除法第5条第2項の規定による特別伐倒駆除の命令
  - (ウ) 森林病虫害等防除法第5条第3項の規定による補完伐倒駆除の命令
  - (エ) 森林病虫害等防除法第5条第4項において準用する同法第4条第2項の規定による駆除措置に要した費用の徴収
- オ 森林法及び森林法施行規則に基づく次に掲げる事項
  - (ア) 森林法第10条の6第1項の規定による計画を変更すべき旨の通知
  - (イ) 森林法第10条の6第4項において準用する同法第10条の5第7項及び第8項の規定による計画変更の協議及び変更計画書の写しの受理
  - (ウ) 森林法第25条の2第1項及び第2項の規定による保安林の指定
  - (エ) 森林法第25条の2第3項（同法第26条の2第3項において準用する場合を含む。）の規定による京都府森林審議会への諮問
  - (オ) 森林法第26条の2第1項、第2項及び第4項の規定による保安林の指定の解除及び農林水産大臣との協議
  - (カ) 森林法第30条（同法第33条の3及び第44条において準用する場合を含む。）の規定による通知の内容の掲示等及び通知
  - (キ) 森林法第30条の2（同法第33条の3において準用する場合を含む。）の規定による保安林予定森林の所在場所等の掲示等及び通知
  - (ク) 森林法第31条（同法第44条において準用する場合を含む。）の規定による行為の禁止
  - (ケ) 森林法第33条第3項（同条第6項並びに同法第33条の3及び第44条において準用する場合を含む。）の規定による処分の内容の通知
  - (コ) 森林法第33条の2第1項の規定による指定



施業要件の変更

(甲) 森林法第39条の2第1項の規定による保安林台帳の調製及び保管

(シ) 森林法第46条の2の規定による保安施設地区台帳の調製及び保管

(ス) 森林法第189条の規定による通知及び命令の内容の掲示（通知にあつては(カ)、(キ)、(ケ)及び(セ)に係るものに、命令にあつては京都府広域振興局長等に権限を委任する規則第2条第12項第1号に掲げるものうちイ及びカからサまでに係るものに限る。）

(セ) 森林法施行規則第50条第1項の規定による禁止の掲示等及び書面の送付

カ 林業種苗法及び林業種苗法施行令に基づく次に掲げる事項

(ア) 林業種苗法第5条第1項（同法第9条第4項において準用する場合を含む。）の規定による指定及び指定の解除の公示及び通知

(イ) 林業種苗法第10条第1項の規定による生産事業者の登録

(ウ) 林業種苗法第11条の規定による講習会の開催及び修了証明書の交付

(エ) 林業種苗法第12条第1項の規定による登録証の交付

(オ) 林業種苗法第13条の規定による登録証の書換え交付及び再交付並びに登録の変更及び廃止の届出の受理

(カ) 林業種苗法第14条第2項の規定により返納される登録証の受領

(キ) 林業種苗法第15条第1項及び第3項の規定による登録の取消し及び返納される登録証の受領

(ク) 林業種苗法第20条第2項の規定による種苗の証明

(ケ) 林業種苗法施行令第5条第1項及び第2項の規定による通知

キ 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（以下この号において「法」という。）及び林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令（以下この号において「政令」という。）に基づく次に掲げる事項

(ア) 法第3条第1項の規定による林業経営改善計画の認定

(イ) 法第4条第1項及び第2項の規定による合理化計画の認定

(ウ) 法第10条の規定による森林所有権の移転等のあつせん

(エ) 政令第1条第1項の規定による林業経営改善計画の変更の認定

(オ) 政令第1条第3項の規定による林業経営改善計画の認定の取消し

(カ) 政令第4条第1項の規定による合理化計画

の変更の認定

(キ) 政令第4条第3項の規定による合理化計画の認定の取消し

ク 木材の安定供給の確保に関する特別措置法に基づく次に掲げる事項

(ア) 木材の安定供給の確保に関する特別措置法第4条第1項の規定による事業計画の認定

(イ) 木材の安定供給の確保に関する特別措置法第5条第1項の規定による事業計画の変更の認定

(ウ) 木材の安定供給の確保に関する特別措置法第5条第2項の規定による認定の取消し

ケ 京都府豊かな緑を守る条例（以下この号において「緑条例」という。）に基づく次に掲げる事項

(ア) 緑条例第7条第1項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定による森林利用保全重点区域の指定等

(イ) 緑条例第7条第6項（同条第8項及び緑条例第8条第5項において準用する場合を含む。）の規定による公聴会の開催

(ウ) 緑条例第8条第1項の規定による森林利用保全計画の策定等

(エ) 緑条例第34条第1項の規定による土砂搬入禁止区域の指定

(オ) 緑条例第34条第2項の規定による土砂搬入禁止区域の指定期間の延長

(カ) 緑条例第34条第6項の規定による土砂搬入禁止区域の明示

(キ) 緑条例第36条第1項の規定による土砂搬入禁止区域の指定の解除

(ク) 緑条例第38条第1項の規定による立入検査（(ア)から(キ)までの事項に係るものに限る。）

コ 請負工事の完成検査及び中間検査（本庁で特に検査員を派遣する場合を除く。）

サ 請負工事の中止期間が1月以内の中止及びその解除

シ 請負工事の完成期限の3月以内の延期の承認（再延期を含まない。）

ス 法令に基づく各種の監視員、調査員、幹事、書記その他これらに準じる職務に係る任免並びに委嘱及び解嘱並びに身分証明書の作成及び交付

セ 補助金等の交付等に関する事務で知事が別に定めるもの

ソ 京都府京都林務事務所長に権限が委任された事項、京都府京都林務事務所長が専行することとされた事項等に係る告示及び公告

第3条第4号の次に次の1号を加える。

(5) 京都府計量検定所の長

ア 特定計量器使用者、特定計量器修理事業者、特定計量器販売等事業者、計量証明事業者及び適正計量管理事業所の届出の受理

- イ 特定計量器製造事業者の届出の進達及び指定に係る検査
  - ウ 特定計量器の検定、装置検査、定期検査、計量証明検査及び基準器検査
  - エ 計量証明事業に係る次に掲げる事務
    - (ア) 登録及び登録の取消し
    - (イ) 事業廃止による登録の消除
    - (ウ) 登録証の訂正、再交付及び返納
  - オ 適正計量管理事業所（国の事業所以外の事業所に限る。）の指定及び検査
  - カ 計量法（平成4年法律第51号）に基づく報告の徴収及び立入検査等
  - キ 計量器等の提出命令
  - ク 定期検査済証印、検定証印、装置検査証印、頭部検査証印、基準器検査証印、計量証明検査済証印及び消印の交付申請及び返納
  - ケ 軽易な事件の各種証明書の交付
- 第3条中第16号を削り、第17号を第16号とし、同号の次に次の1号を加える。
- (17) 京都府自転車競技事務所の長
- ア 競輪の開催地における繰替払及び使用料等の収入命令並びに競輪の開催に必要とする経済的経費の支出命令
  - イ 1件30万円未満の物品の買入れ、修繕及び印刷並びに1件20万円未満の物品の売払い及び棄却
  - ウ 報酬、旅費等に係る支出命令
  - エ 期間が1年以内の競輪場の使用の許可及びその取消し

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。



京都府訓令第6号

本 庁  
地方機関

京都府組織規程（昭和30年京都府規則第32号）第125条の規定により、副部長及び技監の掌理事務を次のように定める。

なお、副部長及び技監の掌理事務を定めた訓令（令和5年京都府訓令第8号）は、廃止する。

1 副部長の掌理事務

部	氏名	掌理事務
危機管理部	坂根久尚	危機管理に関する事項
	松村弘毅	部の総合的な調整に関する事項

総務部	山田智樹	条例の立案、府税、自治振興、入札、資産及び各部署間の調整に関する事項
	松浦快仁	財政に関する事項
総合政策環境部	石澤雄一	府政の企画立案、地域振興の推進及び総合的な調整に関する事項
	西村敏弘	デジタル政策の推進に関する事項
文化生活部	川崎浩孝	部の総合的な調整、スポーツ振興及び文教に関する事項
	田中圭一	文化振興に関する事項
	西村美紀	府民生活及び男女共同参画に関する事項
健康福祉部	山本哲也	部の総合的な調整に関する事項
	安原孝啓	地域包括ケアに関する事項
	東江超欣	こども・子育て及び社会福祉に関する事項
	十倉孝之	健康に関する事項
商工労働観光部	玉木利忠	部の総合的な調整に関する事項
	山本太郎	産業創造に関する事項
	河島幸一	労働に関する事項
	野口礼子	観光に関する事項
農林水産部	萩 安彦	農林水産業の振興に関する事項
建設交通部	白波瀬衛	部の総合的な調整、基盤整備及び交通に関する事項
	曾和良広	水資源及び上下水道に関する事項

2 技監の掌理事務

部	氏名	掌理事務
総合政策環境部	笠原淳史	環境及びエネルギー技術に関する事項
農林水産部	青山義久	農山漁村地域の振興に関する事項
建設交通部	林 龍夫	土木技術に関する事項
	西村祥一	都市基盤、住宅及び建築技術に関する事項

3 前2項に掲げる事務のほか、特に命じられた事務を併せて掌理するものとする。

令和6年4月1日

京都府知事 西 脇 隆 俊



京都府訓令第7号

本 庁

京都府高齢化対策推進本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年4月1日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府高齢化対策推進本部規程の一部を改正する訓令

京都府高齢化対策推進本部規程（昭和63年京都府訓令第13号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「こども・青少年総合対策室長」を「こども・子育て総合支援室長」に、「ものづくり振興課長」を「産業振興課長」に改める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

告 示

京都府告示第155号

地方自治法第171条第4項の規定により会計管理者が出納員に事務を委任した告示等の一部を次のように改正する。

令和6年4月1日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 地方自治法第171条第4項の規定により会計管理者が出納員に事務を委任した告示（昭和39年京都府告示第144号）の一部を次のように改正する。

表健康福祉部家庭支援課出納員の項中「健康福祉部家庭支援課出納員」を「健康福祉部家庭・青少年支援

課出納員」に改める。

2 京都府会計規則第2条第2号の規定による公所を指定した告示（昭和55年京都府告示第290号）の一部を次のように改正する。

「京都府立植物園 京都府立京都学・歴史館」を「京都府立京都学・歴史館 京都府立植物園」に改める。

3 地方自治法第171条第4項の規定により会計管理者の事務の一部を再委任した告示（平成28年京都府告示第220号）の一部を次のように改正する。

表健康福祉部家庭支援課出納員の項中「健康福祉部家庭支援課出納員」を「健康福祉部家庭・青少年支援課出納員」に、「健康福祉部家庭支援課金銭分任出納員」を「健康福祉部家庭・青少年支援課金銭分任出納員」に改める。

府 議 会

京都府議会訓令第1号

京都府議会事務局規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年4月1日

京都府議会議長 石 田 宗 久

京都府議会事務局規程の一部を改正する訓令

京都府議会事務局規程（昭和39年3月31日）の一部を次のように改正する。

第2条第2項及び第4項中「専門幹」の右に「、事務指導員」を加える。

第4条第9項中「主査」を「事務指導員、主査」に改める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

公 営 企 業

京都府公営企業の組織等に関する規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年4月1日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府公営企業管理規程第1号

京都府公営企業の組織等に関する規程等の一部を改正する規程

(京都府公営企業の組織等に関する規程の一部改正)

第1条 京都府公営企業の組織等に関する規程(昭和39年京都府公営企業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「公営企画課、建設整備課及び水環境対策課」を「公営企業経営課、水道政策課及び下水道政策課」に改め、同条第8項の表中洛西浄化センターの項を削る。

第4条の見出し及び本文中「公営企画課」を「公営企業経営課」に改め、同条第1号中「及び工業用水道事業」を「、工業用水道事業及び流域下水道事業」に改め、同条第3号中「及び京都府公営企業管理事務所」を「、京都府公営企業管理事務所及び京都府流域下水道事務所」に改め、同条第9号中「及び工業用水道事業経営」を「、工業用水道事業及び流域下水道事業経営」に改める。

第5条の見出し及び本文中「建設整備課」を「水道政策課」に改める。

第6条の見出し及び本文中「水環境対策課」を「下水道政策課」に改め、同条第1号から第9号まで及び第16号を削り、第10号から第15号までを9号ずつ繰り上げる。

第11条の表専門幹の項の次に次のように加える。

事務指導員	課	上司の命を受けて事務に関する担任の事務を処理する。
-------	---	---------------------------

第13条の表専門幹の項の次に次のように加える。

事務指導員	所	上司の命を受けて事務に関する担任の事務を処理する。
-------	---	---------------------------

(京都府公営企業処務規程の一部改正)

第2条 京都府公営企業処務規程(昭和39年京都府公営企業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「公営企画課、建設整備課及び水環境対策課」を「公営企業経営課、水道政策課及び下水道政策課」に、「次号から第11号まで」を「次号から第14号まで」に改め、同条第17号中「公営企画課長及び水環境対策課長」を「公営企業経営課長」に改め、同条第30号中「国庫委託金」の右に「並びに一般会計繰入金」を加える。

第3条の3第2項中「公営企画課、建設整備課及び水環境対策課」を「公営企業経営課、水道政策課及び下水道政策課」に改める。

第6条第1項中「公営企画課」を「公営企業経営課」に改め、同項第1号中「公営企画課及び建設整備課」を「公営企業経営課、水道政策課及び下水道政策課」に改め、同項第5号中「(京都府流域下水道事務所及び浄化センターを除く。第8号において同じ。)」を削り、同号中「同号」を「第8号」に改め、同項第9号から第11号までの規定中「及び工業用水道事業」を「、工業用水道事業及び流域下水道事業」に改め、同条第2項中「建設整備課」を「水道政策課」に改め、同条第3項中「水環境対策課」を「下水道政策課」に改め、同項第1号から第11号までを削り、同項第12号から第14号までを11号ずつ繰り上げ、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 1件の金額が2億円未満の流域下水道工事の検査命令

(京都府公営企業に従事する企業職員の給与の額及び支給方法に関する規程の一部改正)

第3条 京都府公営企業に従事する企業職員の給与の額及び支給方法に関する規程(昭和39年京都府公営企業管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

第2条中第16号を第17号とし、第7号から第15号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 在宅勤務等手当

第4条第1項第11号中「水環境対策課」を「下水道政策課」に改める。

別表中「公営企画課長」を「公営企業経営課長」に、「水環境対策課長」を「下水道政策課長」に、「建設整備課長」を「水道政策課長」に改める。

別表水質管理センター所長の項を次のように改める。

水質管理センター所長	6,000	5,000	50,200	38,500
	3,000	2,500		

(京都府公営企業公印規程の一部改正)

第4条 京都府公営企業公印規程(昭和39年京都府公営企業管理規程第10号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「別表第1及び別表第2」を「別表」に改め、同条第2項中「かい書」を「楷書」に改める。

第3条第1項中「別表第1に掲げる公印については公営企画課」を「公営企業経営課」に改め、同項中「別表第2に掲げる公印については水環境対策課において行い、」を削り、同条第2項中「前項に規定する公印に関する事務を総括する課の課長」を「公営企業経営課長」に改める。

別表第2を削り、別表第1を次のように改める。

別表（第2条、第4条関係）

公印の種類	形状・寸法	管守所
京都府知事印	方27ミリメートル	公営企業経営課
京都府知事印(情報公開専用)	方26ミリメートル	京都府営水道事務所 京都府公営企業管理事務所 京都府流域下水道事務所
京都府知事職務代理者印	方27ミリメートル	公営企業経営課
京都府建設交通部長印	方27ミリメートル	監理課
京都府建設交通部公営企業管理監印	方21ミリメートル	公営企業経営課
京都府建設交通部監理課長印	方21ミリメートル	監理課
京都府建設交通部公営企業経営課長印	方21ミリメートル	公営企業経営課
京都府建設交通部水道政策課長印	方21ミリメートル	同上
京都府建設交通部下水道政策課長印	方21ミリメートル	同上
京都府営水道事務所印	方27ミリメートル	京都府営水道事務所
京都府営水道事務所長印	方21ミリメートル	同上
京都府公営企業管理事務所印	方27ミリメートル	京都府公営企業管理事務所
京都府公営企業管理事務所長印	方21ミリメートル	同上
京都府流域下水道事務所印	方27ミリメートル	京都府流域下水道事務所
京都府流域下水道事務所長印	方27ミリメートル	同上
京都府営水道事務所広域浄水センター印	方27ミリメートル	京都府営水道事務所
京都府営水道事務所広域浄水センター所長印	方21ミリメートル	同上
京都府営水道事務所水質管理センター印	方27ミリメートル	京都府営水道事務所水質管理センター
京都府営水道事務所水質管理センター所長印	方21ミリメートル	同上
京都府流域下水道事務所洛南浄化センター所長印	方27ミリメートル	京都府流域下水道事務所洛南浄化センター
京都府流域下水道事務所宮津湾浄化センター所長印	方27ミリメートル	京都府流域下水道事務所宮津湾浄化センター
京都府流域下水道事務所木津川上流浄化センター所長印	方27ミリメートル	京都府流域下水道事務所木津川上流浄化センター
京都府公営企業企業出納員印	方27ミリメートル	公営企業経営課
京都府営水道事務所企業出納員印	方27ミリメートル	京都府営水道事務所
京都府公営企業管理事務所企業出納員印	方27ミリメートル	京都府公営企業管理事務所
京都府流域下水道事務所企業出納員印	方21ミリメートル	京都府流域下水道事務所

(京都府公営企業職員被服貸与規程の一部改正)

第5条 京都府公営企業職員被服貸与規程（昭和44年京都府公営企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第3条中「電気事業、水道事業及び工業用水道事業を所掌する公営企画課長並びに流域下水道事業を所掌する水環

境対策課長並びに」を「本庁にあっては公営企業経営課長を、」に、「あつては」を「あっては」に改める。  
別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

貸与対象者		被服の種類	数量	貸与期間		
所属	職種区分					
電気事業、水道事業及び工業用水道事業を所掌する出先機関	男子	事務職員	夏作業服（上・下）	1着	3年	
			冬作業服（上・下）	1着	3年	
	技術職員	水質試験業務に従事する者	夏作業服（上）	1着	2年	
			夏作業服（下）	2着	2年	
			冬作業服（上）	1着	2年	
			冬作業服（下）	2着	2年	
			シルテ	2着	1年	
			ゴム長靴	1足	3年	
			靴	1足	2年	
			自動車運転業務に従事する者	夏作業服（上）	1着	2年
				夏作業服（下）	2着	2年
				冬作業服（上）	1着	2年
冬作業服（下）	2着	2年				
整備服（上・下）	1着	2年				
軍手	6組	1年				
上記以外の者	ゴム長靴	1足	3年			
	靴	1足	1年			
	夏作業服（上）	1着	2年			
	夏作業服（下）	2着	2年			
	冬作業服（上）	1着	2年			
	冬作業服（下）	2着	2年			
	雨衣（上・下）	1着	破損状況に			
	帽子	1個	じ、主務課長			
	軍手	12組	等が必要と認			
	ゴム長靴	1足	める範囲で貸			
靴	1足	与する。				
防寒衣	1着					
ヘルメット	1個	3年				
女子	技術職員	水質試験業務に従事	夏作業服（上）	1着	2年	

	する者	夏作業服（下）	2着	2年
		冬作業服（上）	1着	2年
		冬作業服（下）	2着	2年
		シルテ	2着	1年
		ゴム長靴	1足	3年
		靴	1足	2年
	上記以外の者	夏作業服（上）	1着	2年
		夏作業服（下）	2着	2年
		冬作業服（上）	1着	2年
		冬作業服（下）	2着	2年
		雨衣（上・下）	1着	破損状況に応
		帽子	1個	じ、主務課長
		軍手	12組	等が必要と認
		ゴム長靴	1足	める範囲で貸
		靴	1足	与する。
		防寒衣	1着	
		ヘルメット	1個	3年
用庁務職員	専ら屋外業務に従事	夏作業服（上）	1着	2年
	する者	夏作業服（下）	2着	2年
		冬作業服（上）	1着	2年
		冬作業服（下）	2着	2年
		防寒衣	1着	3年
		雨衣（上・下）	1着	4年
		帽子又は三角巾	1個（1枚）	1年
		軍手	6組	1年
		レインシューズ	1足	2年
		靴	1足	1年
	上記以外の者	夏作業服（上）	1着	2年
		夏作業服（下）	2着	3年
		冬作業服（上）	1着	2年
		冬作業服（下）	2着	3年
		帽子又は三角巾	1個（1枚）	1年
		軍手	6組	1年
		レインシューズ	1足	3年

				靴	1足	1年				
電気事業、水道事業及び工業用水道事業を所掌する本庁及び出先機関	女子	事務職員		夏事務服	1着	2年				
				冬事務服	1着	3年				
流域下水道を所掌する出先機関	自動車運転業務に従事する者			夏作業服（上）	1着	2年				
				夏作業服（下）	2着	2年				
				冬作業服（上）	1着	2年				
				冬作業服（下）	2着	2年				
				整備服（上・下）	1着	2年				
				雨靴	1足	破損状況に応じ、主務課長等が必要と認める範囲で貸与する。				
				運動靴	1足					
				上記以外の者				夏作業服（上）	1着	2年
								夏作業服（下）	2着	2年
								冬作業服（上）	1着	2年
								冬作業服（下）	2着	2年
								雨衣（上・下）	1着	破損状況に応じ、主務課長等が必要と認める範囲で貸与する。
								雨靴	1足	
								運動靴	1足	
安全靴	1足									
防寒衣	1着									
ヘルメット	1個	3年								



(京都府公営企業会計規程の一部改正)

第6条 京都府公営企業会計規程(昭和47年京都府公営企業管理規程第9号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び工業用水道事業」を「、工業用水道事業及び流域下水道事業」に改める。

第7条の4を第7条の5とし、第7条の3を第7条の4とし、第7条の2の次に次の1条を加える。

(報告セグメントの区分)

第7条の3 流域下水道事業会計における府令第40条第1項に規定する報告セグメントの区分は、次のとおりとする。

- (1) 桂川右岸流域(雨水)
- (2) 桂川右岸流域(汚水)
- (3) 木津川流域
- (4) 宮津湾流域
- (5) 木津川上流流域

第99条第1項中「公所」の右に「(京都府流域下水道事務所を除く。)」を、「公所長」の右に「(京都府流域下水道事務所長を除く。以下この条において同じ。)」を加える。

第109条中「および工事用水道事業」を「、工業用水道事業及び流域下水道事業」に改める。

第111条第1項中「及び工業用水道事業会計」を「、工業用水道事業会計及び流域下水道事業会計」に、「あん分率であん分」を「按分率で按分」に改める。

第112条中「施行令第21条の14第1項第1号」を「施行令第21条の13第1項第1号」に、「施行令第21条の14第1項第3号」を「同項第3号」に、「施行令第21条の15」を「施行令第21条の14」に改める。

別表第1中「公営企画課参事」を「公営企業経営課参事」に改め、同表に次のように加える。

京都府流域下水道事務所	総務課長
-------------	------

別表第2 電気事業会計勘定科目表の9 電気事業費用の表中

			特地勤務手当
--	--	--	--------

を

			在宅勤務等手当
			特地勤務手当

に改める。

別表第2 水道事業会計勘定科目表の9 水道事業費用の表中

			特地勤務手当
--	--	--	--------

を

			在宅勤務等手当
			特地勤務手当

に改める。

別表第2 工業用水道事業会計勘定科目表の9 工業用水道事業費用の表中

			特地勤務手当
--	--	--	--------

を

			在宅勤務等手当
			特地勤務手当

に改める。

別表第2 工業用水道事業会計勘定科目表の次に次のように加える。

流域下水道事業会計勘定科目表

( ) を付して区分することがある。

資産

1 固定資産

款	項	目	節	備考
有形固定資産				有形固定資産（将来営業の用に供する目的をもって所有する資産。例えば遊休施設、未稼動設備を含む。）は土地、建物、構築物、機械、装置、車両運搬具、工具器具、備品、リース資産、予備品その他有形固定資産
	土地			事務所用地、施設用地その他用地
		土地		
			土地	
	建物			事務所用建物、施設用建物その他建物
		建物		
			建物	
	建物減価償却累計額			
		建物減価償却累計額		
			建物減価償却累計額	
	構築物			管路施設、ポンプ場施設、処理場施設その他構築物
		構築物		
			構築物	
	構築物減価償却累計額			
		構築物減価償却累計額		
			構築物減価償却累計額	
	機械及び装置			電気設備、ポンプ設備、処理場機械設備その他機械設備

		機械及び装置		
			機械及び装置	
	機械及び装置減 価償却累計額			
		機械及び装置減 価償却累計額		
			機械及び装置減 価償却累計額	
	車両運搬具			
		車両運搬具		
			車両運搬具	
	車両運搬具減価 償却累計額			
		車両運搬具減価 償却累計額		
			車両運搬具減価 償却累計額	
	工具器具及び備 品			機械及び装置の附属設備に含まれない器具及び電話 設備、金庫、タイプライター、計算器、机、椅子、 書箱その他備品であって耐用年数1年以上で、か つ、取得価額が10万円以上のもの
		工具器具及び備 品		
			工具器具及び備 品	
	工具器具及び備 品減価償却累計 額			
		工具器具及び備 品減価償却累計 額		

			工具器具及び備 品減価償却累計 額	
	リース資産			
		リース資産		
			リース資産	
	リース資産減価 償却累計額			
		リース資産減価 償却累計額		
			リース資産減価 償却累計額	
	予備品			
		予備品		
			予備品	
	その他有形固定 資産			
		その他有形固定 資産		
			その他有形固定 資産	
無形固定資産				無形固定資産は、取得したものに限り借地権、地上 権、施設利用権、電話加入権その他無形固定資産
	借地権			土地の上に設定された民法（明治29年法律第89号） 601条に規定する権利
		借地権		
			借地権	
	地上権			民法第265条に規定する権利
		地上権		
			地上権	
	施設利用権			電気・ガス供給施設権、専用側線利用権、鉄道軌道 連絡通行施設利用権等

		施設利用権		
			施設利用権	
	電話加入権			電話会社から専用の電信若しくは電話又は加入電話等の設置を受けた場合における電話機、交換機、電話線その他の電気通信設備の設置経費（設置負担金、加入料、装置料を含む。）
		電話加入権		
			電話加入権	
	その他無形固定資産			
		その他無形固定資産		
			その他無形固定資産	
投資その他の資産				投資その他の資産は、投資有価証券、出資金、長期貸付金、貸倒引当金及びその他投資に区分する。
	投資有価証券			金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条に規定する有価証券並びにこれに係る払込金額領収書及び申込金額領収書のうち投資の目的をもって所有するもの
		投資有価証券		
			投資有価証券	
	出資金			
		出資金		
			出資金	
	長期貸付金			貸付金で返済期日が貸借対照表日の翌日から起算して1年を超えるもの
		一般貸付金		他会計及び職員組合に対する長期貸付金以外の長期貸付金
			一般貸付金	
		他会計貸付金		他会計に対する長期貸付金
			他会計貸付金	

		職員貸付金		職員及び職員組合に対する長期貸付金
			職員貸付金	
	貸倒引当金			長期貸付金の回収不能による損失に備えるために引き当てるもの
		貸倒引当金		
			貸倒引当金	
	その他投資			
		その他投資		
			その他投資	
建設仮勘定				区分及び細目は、別に定める。

2 流動資産

款	項	目	節	備考
現金・預金				
	預金			
		預金		
			預金	
未収金				未収金は、営業未収金、営業外未収金及びその他未収金に区分する。
	営業未収金			営業収益の未収金
		未収下水道維持 管理負担金		維持管理負担金の未収金
			未収下水道維持 管理負担金	
		未収受託工事収 益		配水工事の経営活動によらない営業収益に係る未収金
			未収受託工事収 益	
		その他営業収益 未収金		材料売却収益、手数料その他営業収益に係る未収金
			その他営業収益 未収金	

	営業外未収金			本来の事業の経営活動によらない営業外収益に係る未収金
		未収受取利息		
			未収受取利息	
		未収消費税還付金及び未収地方消費税還付金		
			未収消費税還付金及び未収地方消費税還付金	
		その他営業外未収金		
			その他営業外未収金	
	その他未収金			固定資産売却代金等に係る未収金
		その他未収金		
			その他未収金	
貸倒引当金				未収金の回収不能による損失に備えるために引き当てるもの
	貸倒引当金			
		貸倒引当金		
			貸倒引当金	
有価証券				一時所有を目的とする市場性のある有価証券
	有価証券			
		有価証券		
			有価証券	
貯蔵品				貯蔵品は、原材料、消耗工具、器具、備品及びその他貯蔵品に区分する。
	原材料			
		材料		
			金属材料	
			合成樹脂材料	

			木材	
			コンクリート製 品	
			窯業製品	
			石材類	
			燃料類	
			油脂類	
			薬品類	
			その他作業用消 耗品	
			その他	
	消耗工具、器 具、備品			
		消耗工具、器 具、備品		
			消耗工具、器 具、備品	
	その他貯蔵品			
		貯蔵量水器		
			貯蔵量水器	
短期貸付金				貸付金で返済期日が貸借対照表日の翌日から起算し て1年以内のもの
	一般短期貸付金			他会計、職員及び職員組合に対する短期貸付金以外 の短期貸付金
		一般短期貸付金		
			一般短期貸付金	
	他会計貸付金			他会計に対する短期貸付金
		他会計貸付金		
			他会計貸付金	
	職員貸付金			職員及び職員組合に対する短期貸付金
		職員貸付金		
			職員貸付金	



貸倒引当金				短期貸付金の回収不能による損失に備えるために引き当てるもの
	貸倒引当金			
		貸倒引当金		
			貸倒引当金	
前払費用				一定の契約に従い、継続して役務の提供を受ける場合、未だ提供されていない役務に対して支払われた対価（1年以内に費用となるもの）
	未経過保険料			
		未経過保険料		
			未経過保険料	
	その他前払費用			
		その他前払費用		
			その他前払費用	
前払金				物品の購入、工事請負等に際して前払された金額で、前払費用に属さないもの
	前払金			
		前払金		
			前払金	
	前払消費税及び 前払地方消費税			
		前払消費税及び 前払地方消費税		
			前払消費税及び 前払地方消費税	
未収収益				一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合に既に提供した役務に対して未だ支払を受けていないもの
	未収収益			
		未収収益		
			未収収益	

貸倒引当金				未収収益に回収不能による損失に備えるために引き当てるもの
	貸倒引当金			
		貸倒引当金		
			貸倒引当金	
その他流動資産				
	仮払金			
		印紙立替口		日雇労務者失業、健康保険料印紙代立替分
			印紙立替口	
		前渡金		
			前渡金	
		概算金		
			概算金	
		雑口		
			雑口	
	仮払消費税及び 仮払地方消費税			
		仮払消費税及び 仮払地方消費税		
			仮払消費税及び 仮払地方消費税	
	特定収入仮払消 費税及び特定収 入仮払地方消費 税			
		特定収入仮払消 費税及び特定収 入仮払地方消費 税		

			特定収入仮払消費税及び特定収入仮払地方消費税	
	その他雑流動資産			
		その他雑流動資産		
			その他雑流動資産	

負債

3 固定負債

款	項	目	節	備考
企業債				
	建設改良費等の財源に充てるための企業債			建設改良費等の財源に充てるために発行する企業債（1年以内に償還期限の到来するものを除く。）
		建設改良費等の財源に充てるための企業債		
			建設改良費等の財源に充てるための企業債	
	その他の企業債			建設改良費等以外の財源に充てるために発行する企業債（1年以内に償還期限の到来するものを除く。）
		その他の企業債		
			その他の企業債	
他会計借入金				
	建設改良費等の財源に充てるための長期借入金			建設改良費等の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金（1年以内に返済期限の到来するものを除く。）

		建設改良費等の 財源に充てるた めの長期借入金		
			建設改良費等の 財源に充てるた めの長期借入金	
	その他の長期借 入金			建設改良費等以外の財源に充てるために他の会計か ら繰り入れた借入金（1年以内に返済期限の到来する ものを除く。）
		その他の長期借 入金		
			その他の長期借 入金	
引当金				
	退職給付引当金			将来生じることが予想される職員に対する退職手当 の支払に充てるための引当額
		退職給付引当金		
			退職給付引当金	
	特別修繕引当金			数事業年度毎に定期的に行われる特別の大修繕に備 えて計上する引当金
		特別修繕引当金		
			特別修繕引当金	
その他固定負債				
	年賦未払金			
		年賦未払金		
			年賦未払金	
	その他固定負債			
		その他固定負債		
			その他固定負債	

4 流動負債

款	項	目	節	備考
一時借入金				貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に返還しなければならない借入金
	一時借入金			
		一時借入金		
			一時借入金	
企業債				
	建設改良費等の財源に充てるための企業債			1年以内に償還期限の到来する建設改良費等の財源に充てるために発行する企業債
		建設改良費等の財源に充てるための企業債		
			建設改良費等の財源に充てるための企業債	
	その他の企業債			1年以内に償還期限の到来する建設改良費等以外の財源に充てるために発行する企業債
		その他の企業債		
			その他の企業債	
他会計借入金				
	建設改良費等の財源に充てるための長期借入金			1年以内に返済期限の到来する建設改良費等の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金
		建設改良費等の財源に充てるための長期借入金		
			建設改良費等の財源に充てるための長期借入金	

	その他の長期借入金			1年以内に返済期限の到来する建設改良費等以外の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金
		その他の長期借入金		
			その他の長期借入金	
未払金				
	営業未払金			営業費用の未払金
		未払物件代		
			未払物件代	
		未払人件費		
			未払人件費	
		諸未払金		
			諸未払金	
	営業外未払金			営業外費用の未払金
		未払消費税及び未払地方消費税		
			未払消費税及び未払地方消費税	
		諸未払金		
			諸未払金	
	その他未払金			上記以外の未払金
		未払工事費		建設工事の請負代に係る未払金
			未払工事費	
		未払物件代		
			未払物件代	
		未払工事請負費		
			未払工事請負費	
		諸未払金		
			諸未払金	

未払費用				契約等により継続的に提供を受けている役務に対する対価として、時の経過とともに発生したものと見られる債務（1年内に対価の支払いをすべきもの）
	未払費用			
		未払人件費		
			未払人件費	
		未払物件代		
			未払物件代	
		未払工事請負費		
			未払工事請負費	
		諸未払費用		
			諸未払費用	
前受金				
	営業前受金			翌事業年度以降の営業収益に係る前受金
		営業前受金		
			営業前受金	
	営業外前受金			翌事業年度以降の営業外収益に係る前受金
		営業外前受金		
			営業外前受金	
	その他前受金			上記以外の前受金
		その他前受金		
			その他前受金	
前受収益				前受利息、前受賃貸料等一定の契約に従い、継続的に役務の提供を行う場合、未だ提供していない役務の対価の前受額
	前受収益			
		前受収益		
			前受収益	
引当金				
	修繕引当金			所有する設備等について、毎事業年度行われる通常の修繕が何らかの理由で行われなかった場合において、その修繕に備えて計上する引当金

	前受収益			
		前受収益		
			前受収益	
引当金				
	修繕引当金			所有する設備等について、毎事業年度行われる通常の修繕が何らかの理由で行われなかった場合において、その修繕に備えて計上する引当金
		修繕引当金		
			修繕引当金	
	賞与引当金			翌事業年度に支払う賞与のうち、当年度負担相当額を見積もり計上する引当金
		賞与引当金		
			賞与引当金	
	法定福利費引当金			翌事業年度に支払う賞与に伴う法定福利費のうち、当年度負担相当額を見積もり計上する引当金
		法定福利費引当金		
			法定福利費引当金	
その他流動負債				
	預り金			
		預り税金		
			預り税金	
		諸預り金		
			諸預り金	
		財形貯蓄		
			財形貯蓄	
		契約保証金		
			契約保証金	
		その他預り金		
			その他預り金	
	仮受金			



		仮受金		
			仮受金	
	仮受消費税及び 仮受地方消費税			
		仮受消費税及び 仮受地方消費税		
			仮受消費税及び 仮受地方消費税	
	年賦未払金			
		年賦未払金		
			年賦未払金	
	その他雑流動負 債			
		その他雑流動負 債		
			その他雑流動負 債	

5 繰延収益

款	項	目	節	備考
長期前受金				償却資産の取得又は改良に充てるための補助金、負担金その他これらに類するものの交付を受けた場合におけるその交付を受けた金額に相当する額及び償却資産の取得又は改良に充てるために起こした企業債の元金の償還に要する資産に充てるため一般会計又は他の特別会計から繰入れを行った場合におけるその繰入金の額
	再評価積立金			
		再評価積立金		
			再評価積立金	
	再評価積立金収 益化累計額			

		再評価積立金収 益化累計額		
			再評価積立金収 益化累計額	
	受贈財産評価額			
		受贈財産評価額		
			受贈財産評価額	
	受贈財産評価額 収益化累計額			
		受贈財産評価額 収益化累計額		
			受贈財産評価額 収益化累計額	
	寄付金			
		寄付金		
			寄付金	
	寄付金収益化累 計額			
		寄付金収益化累 計額		
			寄付金収益化累 計額	
	建設費負担金			
		建設費負担金		
			建設費負担金	
	建設費負担金収 益化累計額			
		建設費負担金収 益化累計額		
			建設費負担金収 益化累計額	
	国庫補助金			

		国庫補助金		
			国庫補助金	
	国庫補助金収益 化累計額			
		国庫補助金収益 化累計額		
			国庫補助金収益 化累計額	
	その他長期前受 金			
		その他長期前受 金		
			その他長期前受 金	
	その他長期前受 金収益化累計額			
		その他長期前受 金収益化累計額		
			その他長期前受 金収益化累計額	
建設仮勘定長期 前受金				
	再評価積立金			
		再評価積立金		
			再評価積立金	
	受贈財産評価額			
		受贈財産評価額		
			受贈財産評価額	
	寄付金			
		寄付金		
			寄付金	

	建設費負担金			
		建設費負担金		
			建設費負担金	
	国庫補助金			
		国庫補助金		
			国庫補助金	
	その他長期前受 金			
		その他長期前受 金		
			その他長期前受 金	

資本

6 資本金

款	項	目	節	備考
資本金				企業開始の時（地方公営企業法適用の時）における引継資本金の額及び企業法適用後において他会計から出資された額並びに剰余金から資本金に組み入れた額
	資本金			
		資本金		
			資本金	

7 剰余金

款	項	目	節	備考
資本剰余金				資本剰余金は再評価積立金、国庫補助金、建設費負担金等に区分する。
	再評価積立金			施行令附則第11項及び第12項の規定により資産の再評価を行った場合に生じる再評価差益
		再評価積立金		
			再評価積立金	
	受贈財産評価額			償却資産以外の固定資産の贈与を受けた財産の評価額

		受贈財産評価額		
			受贈財産評価額	
	寄付金			償却資産以外の固定資産の取得又は改良に充てた寄付金
		寄付金		
			寄付金	
	建設費負担金			償却資産以外の固定資産の取得又は改良に充てた建設費負担金
		建設費負担金		
			建設費負担金	
	国庫補助金			償却資産以外の固定資産の取得又は改良に充てた国庫補助金
		国庫補助金		
			国庫補助金	
	その他資本剰余金			
		その他資本剰余金		
			その他資本剰余金	
利益剰余金				利益剰余金は減債積立金、利益積立金、その他積立金及び当年度未処分利益剰余金（当年度未処理欠損金）に区分する。
	減債積立金			
		減債積立金		
			減債積立金	
	利益積立金			
		利益積立金		
			利益積立金	
	その他積立金			
		(何) その他積立金		

			(何) その他積立金	
	当年度未処分利益剰余金(当年度未処理欠損金)			
		繰越利益剰余金 年度末残高(繰越欠損金年度末残高)		繰越利益剰余金(繰越欠損金)に年度中の増減高を加減した額
			繰越利益剰余金 年度末残高(繰越欠損金年度末残高)	
		当年度純利益 (当年度純損失)		
			当年度純利益 (当年度純損失)	

収益

8 流域下水道事業収益

款	項	目	節	備考
流域下水道事業 収益				細節を設けて区分する。 節と同一名称の細節は省略する。 流域下水道事業の経営に係る総収益
	営業収益			主たる営業活動から生じる収益
		維持管理負担金		
			維持管理負担金	
		受託工事収益		工事受託による収入
			工事収益	
			手数料	

			その他工事収益	
		その他営業収益		維持管理負担金、受託工事収入以外の収益で通常発生する収益
			生産物売却収益	
			手数料	
			雑収益	
	営業外収益			営業に直接関係のない収益で他の科目に属さないもの
		受取利息		
			預金利息	定期預金、普通預金等の利子
			貸付金利息	長期貸付金、短期貸付金等の利子
			有価証券利息	
		他会計補助金		収益的支出に充てることを目的として、地方公営企業法第17条の3により、他の会計から繰り入れられたもので、返済を要しない繰入金
			他会計補助金	
		補助金		
			国庫補助金	収益的支出に充てられる国庫補助金
		長期前受金戻入		施行規則第21条第2項又は第3項の規定により償却した長期前受金の額のうち営業外収益として整理するもの
			再評価積立金	
			受贈財産評価額	
			寄付金	
			建設費負担金	
			国庫補助金	
			その他資本剰余金	
		雑収益		上記以外の営業外収益
			固定資産売却益	
			有価証券売却益	
			不用品売却益	不用物品の売却差益

			賃貸料	土地、家屋の賃貸料
			その他雑収益	貸与被服売払代金及び広告料等
	特別利益			
		固定資産売却益		
			固定資産売却益	
		過年度損益修正 益		
			過年度損益修正 益	
		その他特別利益		
			その他特別利益	

費用

9 流域下水道事業費用

款	項	目	節	備考	
流域下水道事業 費用				細節を設けて区分する。 節と同一名称の細節は省略する。 流域下水道事業の経営に係る総費用	
	営業費用			主たる営業活動から生じる費用	
		管渠費		管渠の維持及び作業に要する費用	
			給料		
			手当	細節	
				扶養手当	
				地域手当	
				住居手当	
				通勤手当	
				単身赴任手当	
				在宅勤務等手当	
				特地勤務手当	
				危険作業手当	
				用地交渉手当	
				時間外勤務手当	
				宿日直手当	



				管理職員特別勤務手 当	
				夜間勤務手当	
				休日勤務手当	
				管理職手当	
				初任給調整手当	
				期末手当	
				勤勉手当	
				児童手当及び子ども 手当	
			賞与引当金繰入 額	賞与引当金として計上するための繰入額	
			報酬		
			法定福利費	細節	法に基づいて事業主が負担す る保険料
				地方職員共済組合負 担金	
				災害補償基金負担金	
				地方職員共済組合事 務費負担金	
				健康診断料	
				社会保険料	
			法定福利費引当 金繰入額		
			退職給付費	退職給付引当金として計上するための繰入額及び退 職手当の支払に当たって不足が生じた場合の当該不 足額	
			旅費		
			被服費	職員に貸与する被服の購入費	
			備用品費	事務用消耗品費及び耐用年数1年未満又は取得価額 10万円未満の器具、備品費	
			燃料費	自動車用燃料費、採暖及び炊事用薪炭費	

			光熱水費	電灯料、ガス使用料及び水道料	
			印刷製本費	文書、図面等の印刷費及び伝票帳簿等の製本費	
			通信運搬費	はがき、郵便切手、電信電話料等の通信費及び運送料等	
			委託料	試験委託料、研究委託料及び調査委託料等	
			手数料	ごみ処理手数料等	
			賃借料	借地料、借家料、自動車借上料及び会場借料等	
			修繕費	有形固定資産の維持修繕に要する費用	
			修繕引当金繰入額	修繕引当金として計上するための繰入額	
			特別修繕引当金繰入額	特別修繕引当金として計上するための繰入額	
			工事請負費		
			動力費	機械装置等の運転に必要な電力料及び燃料費等	
			薬品費		
			材料費	維持及び作業に要する諸材料費	
			補償費	補償金、賠償金及び見舞金等	
			厚生費	医務、衛生、保険文化、体育及び慰安等の費用	
			保険料	建物共済等	
			交付金	国有資産等所在市町村交付金法（昭和31年法律第82号）に基づく交付金	
			負担金		
			報償費	報償金及び奨励金等（諸謝金を除く。）	
			諸税		
			雑費		
			会議費		
			研修費		
		ポンプ場費		ポンプ場の維持及び作業に要する費用	
			給料		
			手当	細節	
				扶養手当	
				地域手当	

				住居手当	
				通勤手当	
				単身赴任手当	
				在宅勤務等手当	
				特地勤務手当	
				危険作業手当	
				用地交渉手当	
				時間外勤務手当	
				宿日直手当	
				管理職員特別勤務手 当	
				夜間勤務手当	
				休日勤務手当	
				管理職手当	
				初任給調整手当	
				期末手当	
				勤勉手当	
				児童手当及び子ども 手当	
			賞与引当金繰入 額	賞与引当金として計上するための繰入額	
			報酬		
			法定福利費	細節	法に基づいて事業主が負担す る保険料
				地方職員共済組合負 担金	
				災害補償基金負担金	
				地方職員共済組合事 務費負担金	
				健康診断料	
				社会保険料	

			法定福利費引当 金繰入額	
			退職給付費	退職給付引当金として計上するための繰入額及び退職手当の支払に当たって不足が生じた場合の当該不足額
			旅費	
			被服費	職員に貸与する被服の購入費
			備用品費	事務用消耗品費及び耐用年数1年未満又は取得価額10万円未満の器具、備品費
			燃料費	自動車用燃料費、採暖及び炊事用薪炭費
			光熱水費	電灯料、ガス使用料及び水道料
			印刷製本費	文書、図面等の印刷費及び伝票帳簿等の製本費
			通信運搬費	はがき、郵便切手、電信電話料等の通信費及び運送料等
			委託料	試験委託料、研究委託料及び調査委託料等
			手数料	ごみ処理手数料等
			賃借料	借地料、借家料、自動車借上料及び会場借料等
			修繕費	有形固定資産の維持修繕に要する費用
			修繕引当金繰入 額	修繕引当金を計上するための繰入額
			特別修繕引当金 繰入額	特別修繕引当金として計上するための繰入額
			工事請負費	
			動力費	機械装置等の運転に必要な電力料及び燃料費等
			薬品費	
			材料費	維持及び作業に要する諸材料費
			補償費	補償金、賠償金及び見舞金等
			厚生費	医務、衛生、保険文化、体育及び慰安等の費用
			保険料	建物共済等
			交付金	国有資産等所在市町村交付金法（昭和31年法律第82号）に基づく交付金
			負担金	

			報償費	報償金及び奨励金等（諸謝金を除く。）	
			諸税		
			雑費		
			会議費		
			研修費		
		処理場費		処理場の維持及び作業に要する費用	
			給料		
			手当	細節	
				扶養手当	
				地域手当	
				住居手当	
				通勤手当	
				単身赴任手当	
				在宅勤務等手当	
				特地勤務手当	
				危険作業手当	
				用地交渉手当	
				時間外勤務手当	
				宿日直手当	
				管理職員特別勤務手 当	
				夜間勤務手当	
				休日勤務手当	
				管理職手当	
				初任給調整手当	
				期末手当	
				勤勉手当	
				児童手当及び子ども 手当	
			賞与引当金繰入 額	賞与引当金として計上するための繰入額	
			報酬		

			法定福利費	細節	法に基づいて事業主が負担する保険料
				地方職員共済組合負担金	
				災害補償基金負担金	
				地方職員共済組合事務費負担金	
				健康診断料	
				社会保険料	
			法定福利費引当金繰入額		
			退職給付費	退職給付引当金として計上するための繰入額及び退職手当の支払に当たって不足が生じた場合の当該不足額	
			旅費		
			被服費	職員に貸与する被服の購入費	
			備用品費	事務用消耗品費及び耐用年数1年未満又は取得価額10万円未満の器具、備品費	
			燃料費	自動車用燃料費、採暖及び炊事用薪炭費	
			光熱水費	電灯料、ガス使用料及び水道料	
			印刷製本費	文書、図面等の印刷費及び伝票帳簿等の製本費	
			通信運搬費	はがき、郵便切手、電信電話料等の通信費及び運送料等	
			委託料	試験委託料、研究委託料及び調査委託料等	
			手数料	ごみ処理手数料等	
			賃借料	借地料、借家料、自動車借上料及び会場借料等	
			修繕費	有形固定資産の維持修繕に要する費用	
			修繕引当金繰入額	修繕引当金として計上するための繰入額	
			特別修繕引当金繰入額	特別修繕引当金として計上するための繰入額	
			工事請負費		

			動力費	機械装置等の運転に必要な電力料及び燃料費等	
			薬品費		
			材料費	維持及び作業に要する諸材料費	
			補償費	補償金、賠償金及び見舞金等	
			厚生費	医務、衛生、保険文化、体育及び慰安等の費用	
			保険料	建物共済等	
			交付金	国有財産等所在市町村交付金法（昭和31年法律第82号）に基づく交付金	
			負担金		
			報償費	報償金及び奨励金等（諸謝金を除く。）	
			諸税		
			雑費		
			会議費		
			研修費		
		受託工事費		受託工事に要する費用	
			給料		
			手当	細節	
				扶養手当	
				地域手当	
				住居手当	
				通勤手当	
				単身赴任手当	
				在宅勤務等手当	
				特地域勤務手当	
				危険作業手当	
				用地交渉手当	
				時間外勤務手当	
				宿日直手当	
				管理職員特別勤務手当	
				夜間勤務手当	

				休日勤務手当	
				管理職手当	
				初任給調整手当	
				期末手当	
				勤勉手当	
				児童手当及び子ども 手当	
			賞与引当金繰入 額	賞与引当金として計上するための繰入額	
			報酬		
			法定福利費	細節	法に基づいて事業主が負担す る保険料
				地方職員共済組合負 担金	
				災害補償基金負担金	
				地方職員共済組合事 務費負担金	
				健康診断料	
				社会保険料	
			法定福利費引当 金繰入額		
			退職給付費	退職給付引当金として計上するための繰入額及び退 職手当の支払に当たって不足が生じた場合の当該不 足額	
			旅費		
			被服費	職員に貸与する被服の購入費	
			備用品費	事務用消耗品費及び耐用年数1年未満又は取得価額 10万円未満の器具、備品費	
			燃料費	自動車用燃料費、採暖及び炊事用薪炭費	
			光熱水費	電灯料、ガス使用料及び水道料	
			印刷製本費	文書、図面等の印刷費及び伝票帳簿等の製本費	



			通信運搬費	はがき、郵便切手、電信電話料等の通信費及び運送料等	
			委託料	試験委託料、研究委託料及び調査委託料等	
			手数料	ごみ処理手数料等	
			賃借料	借地料、借家料、自動車借上料及び会場借料等	
			修繕費	有形固定資産の維持修繕に要する費用	
			修繕引当金繰入額	修繕引当金として計上するための繰入額	
			特別修繕引当金繰入額	特別修繕引当金として計上するための繰入額	
			工事請負費		
			動力費	機械装置等の運転に必要な電力料及び燃料費等	
			薬品費		
			材料費	維持及び作業に要する諸材料費	
			補償費	補償金、賠償金及び見舞金等	
			厚生費	医務、衛生、保険文化、体育及び慰安等の費用	
			保険料	建物共済等	
			交付金	国有資産等所在市町村交付金法（昭和31年法律第82号）に基づく交付金	
			負担金		
			報償費	報償金及び奨励金等（諸謝金を除く。）	
			諸税		
			雑費		
			会議費		
			研修費		
		業務費			
			給料		
			手当	細節	
				扶養手当	
				地域手当	
				住居手当	
				通勤手当	

				単身赴任手当	
				在宅勤務等手当	
				特地勤務手当	
				危険作業手当	
				用地交渉手当	
				時間外勤務手当	
				宿日直手当	
				管理職員特別勤務手 当	
				夜間勤務手当	
				休日勤務手当	
				管理職手当	
				初任給調整手当	
				期末手当	
				勤勉手当	
				児童手当及び子ども 手当	
			賞与引当金繰入 額	賞与引当金として計上するための繰入額	
			報酬		
			法定福利費	細節	法に基づいて事業主が負担す る保険料
				地方職員共済組合負 担金	
				災害補償基金負担金	
				地方職員共済組合事 務費負担金	
				健康診断料	
				社会保険料	
			法定福利費引当 金繰入額		

			退職給付費	退職給付引当金として計上するための繰入額及び退職手当の支払に当たって不足が生じた場合の当該不足額
			旅費	
			被服費	職員に貸与する被服の購入費
			備用品費	事務用消耗品費及び耐用年数1年未満又は取得価額10万円未満の器具、備品費
			燃料費	自動車用燃料費、採暖及び炊事用薪炭費
			光熱水費	電灯料、ガス使用料及び水道料
			印刷製本費	文書、図面等の印刷費及び伝票帳簿等の製本費
			通信運搬費	はがき、郵便切手、電信電話料等の通信費及び運送料等
			委託料	試験委託料、研究委託料及び調査委託料等
			手数料	ごみ処理手数料等
			賃借料	借地料、借家料、自動車借上料及び会場借料等
			修繕費	有形固定資産の維持修繕に要する費用
			修繕引当金繰入額	修繕引当金として計上するための繰入額
			特別修繕引当金繰入額	特別修繕引当金として計上するための繰入額
			工事請負費	
			動力費	機械装置等の運転に必要な電力料及び燃料費等
			薬品費	
			材料費	維持及び作業に要する諸材料費
			補償費	補償金、賠償金及び見舞金等
			厚生費	医務、衛生、保険文化、体育及び慰安等の費用
			保険料	建物共済等
			交付金	国有資産等所在市町村交付金法（昭和31年法律第82号）に基づく交付金
			負担金	
			報償費	報償金及び奨励金等（諸謝金を除く。）
			諸税	

			雑費		
			会議費		
			研修費		
		総係費		事業活動の全般に関連する費用	
			給料		
			手当	細節	
				扶養手当	
				地域手当	
				住居手当	
				通勤手当	
				単身赴任手当	
				在宅勤務等手当	
				特地勤務手当	
				危険作業手当	
				用地交渉手当	
				時間外勤務手当	
				宿日直手当	
				管理職員特別勤務手 当	
				夜間勤務手当	
				休日勤務手当	
				管理職手当	
				初任給調整手当	
				期末手当	
				勤勉手当	
				児童手当及び子ども 手当	
			賞与引当金繰入 額	賞与引当金として計上するための繰入額	
			報酬		
			法定福利費	細節	法に基づいて事業主が負担す る保険料

				地方職員共済組合負担金	
				災害補償基金負担金	
				地方職員共済組合事務費負担金	
				健康診断料	
				社会保険料	
			法定福利費引当金繰入額		
			退職給付費	退職給付引当金として計上するための繰入額及び退職手当の支払に当たって不足が生じた場合の当該不足額	
			旅費		
			被服費	職員に貸与する被服の購入費	
			備用品費	事務用消耗品費及び耐用年数1年未満又は取得価額10万円未満の器具、備品費	
			燃料費	自動車用燃料費、採暖及び炊事用薪炭費	
			光熱水費	電灯料、ガス使用料及び水道料	
			印刷製本費	文書、図面等の印刷費及び伝票帳簿等の製本費	
			通信運搬費	はがき、郵便切手、電信電話料等の通信費及び運送料等	
			委託料	試験委託料、研究委託料及び調査委託料等	
			手数料	ごみ処理手数料等	
			賃借料	借地料、借家料、自動車借上料及び会場借料等	
			修繕費	有形固定資産の維持修繕に要する費用	
			修繕引当金繰入額	修繕引当金として計上するための繰入額	
			特別修繕引当金繰入額	特別修繕引当金として計上するための繰入額	
			工事請負費		
			動力費	機械装置等の運転に必要な電力料及び燃料費等	
			薬品費		

			材料費	維持及び作業に要する諸材料費	
			補償費	補償金、賠償金及び見舞金等	
			厚生費	医務、衛生、保険文化、体育及び慰安等の費用	
			保険料	建物共済等	
			交付金	国有資産等所在市町村交付金法（昭和31年法律第82号）に基づく交付金	
			負担金		
			報償費	報償金及び奨励金等（諸謝金を除く。）	
			諸税		
			雑費		
			会議費		
			研修費		
			貸倒引当金繰入額	貸倒引当金として計上するための繰入額	
		減価償却費			
			有形固定資産減価償却費	有形固定資産の償却額	
			無形固定資産減価償却費	無形固定資産の償却額	
		資産減耗費			
			有形固定資産除却費	細節	有形固定資産の除却損及び撤去費
				除却損	
				除却費	
				撤去費	
			無形固定資産除却費	無形固定資産の除却損	
			たな卸資産減耗費		
		その他営業費用		上記以外の営業費用	
			材料売却原価		
			雑支出	たな卸資産のたな卸損を含む。	

	営業外費用			金融及び財務活動に伴う費用及び固有の事業活動に係る費用以外の費用
		支払利息及び企業債取扱諸費		
			企業債利息	企業債に対する利息
			借入金利息	長期借入金、他会計借入金、一時借入金に対する利息
			雑利息	
			企業債手数料及び取扱費	企業債の元利償還の都度支払う手数料及び取扱費
		雑支出		上記以外の営業外費用
			固定資産売却損	
			不用品売却損	
			その他雑支出	
	特別損失			
		固定資産売却損		
			固定資産売却損	
		減損損失		事業年度の末日において予測することができない減損が生じたもの又は減損損失を認識すべきものの当該生じた減損による損失又は認識すべき減損損失の額
			減損損失	
		災害による損失		災害による巨額の臨時損失
			災害による損失	
		過年度損益修正損		
			過年度損益修正損	
		その他特別損失		
			その他特別損失	

別表第3工業用水道事業貯蔵品名鑑の次に次のように加える。

流域下水道事業貯蔵品名鑑

(目) 材料

節	細節	品名	単位
金属材料	ダクタイル鋳鉄類	直管	本
		十字管	個
		T字管	〃
		曲管	〃
		片落ち管	〃
		乙字管	〃
		仕切弁	〃
		空気弁	〃
		継輪	〃
		短管	〃
		帽	〃
		栓	〃
		消火栓	〃
		継手	〃
		鉄蓋	枚
	何々		
	鋼鉄類	鋼管	本
		ソケット	個
		チーズ	〃
		何々	
	ステンレス鋼類	直管	本
		ソケット	個
		チーズ	〃
		ボルト	本



合成樹脂材料	銅合金類	ナット	個
		ワッシャー	枚
		何々	
		水栓	個
		分水栓	〃
	ポリ塩化ビニル類	止水栓	〃
		ユニオンナット	〃
		何々	
		直管	本
		ソケット	個
ポリエチレン類	チーズ	〃	
	何々		
	直管	本	
	ソケット	個	
	チーズ	〃	
木材	木材製品	杉角	本
		杉丸太	〃
		ベニヤ板	枚/m <sup>2</sup>
		何々	
		何々	
コンクリート製品	コンクリート管	何々	
		何々	
	コンクリート蓋	何々	
		何々	
	コンクリート側塊	何々	

窯業製品		セメント	袋
		何々	
石材類		碎石	m <sup>3</sup>
燃料類		揮発油	リットル
		軽油	〃
		重油	〃
		灯油	〃
		何々	
油脂類	塗料	調合ペイント	罐
		ペイント	〃
		何々	
	機械油	グリス	kg
		マシン油	リットル
		何々	
	その他油脂	何々	
薬品類		液体塩素	kg
		次亜塩素酸ナトリウム	〃
		硫酸バンド	〃
		ポリ塩化アルミニウム	〃
		硫酸	〃
		苛性ソーダ	〃
		何々	
その他作業用消耗品		柄	本

その他	電気用品	ブラシ	〃
		何々	
		電線管	本
		ソケット類	個
	ゴム製品	スイッチ類	〃
		何々	
		水栓ゴムバルブ	枚
		メーター用ゴム	〃
		パッキン	〃
		何々	
	その他雑品		
		何々	

(目) 消耗工具、器具備品

品名	単位
ショベル	丁
ツルハシ	〃
工事用バケツ	個
ドリル	〃
滑車	〃
鎌	丁
ヤスリ	
丸ヤスリ	本
角 〃	〃
三角 〃	〃
甲丸 〃	〃
平 〃	〃
トーチランプ	個
懐中電灯ケース	本
グラインダー	個

布ホース	本
ハンマー	丁
タップ	個
ダイス	〃
鋸	
山形鋸	丁
金切鋸	〃
タイヤ	本
チューブ	〃
ペンチ	個
レンチ	〃
ドライバー	本
プライヤー	丁
スパナー	
両口スパナー	丁
組        〃	〃
片口        〃	組
板        〃	丁
モンキー〃	〃
タガネ	〃
両袖机	足
片袖机	〃
回転椅子	〃
ロッカー	棒
書類整理箱	〃
本箱	〃
椅子	脚
平机	〃
本立	個
決裁箱	〃
謄写板	〃
ヤスリ板	〃

謄写用ゴムローラー	〃
ホッチキス	台
ナンバーリング	〃
鳩目パンチ	丁
算盤	〃
硯	〃
肉池	個
インスタンド	台
バインダー	個
バケツ	〃

(目) 消耗品

品名	単位
表紙	枚
更紙	〃
フールスカップ	〃
全罫紙	〃
半〃	〃
封筒	〃
カーボン紙	〃
謄写原紙	〃
見出紙	〃
ケント紙	〃
トレーシングペーパー	巻
毛筆	本
鉄筆	〃
ペン軸	〃
ペン先	グロス
鉛筆	ダース
色鉛筆	〃
クリップ	〃
鳩目	罐
画鋏	箱

インク	本
スタンプインク	〃
謄写インク	罐
墨汁	〃
白墨	箱
綴紐	本
紙紐	卷
糊	個
モップ	本
箒	〃
たわし	個
紙屑籠	〃
雑布	枚
電球	個
収入伝票	枚
支払〃	〃
振替〃	〃
その他用紙	〃

(目) 貯蔵量水器

品名	単位
流速羽根車式量水器	個
流速電磁式量水器	個
何々	

(京都府水道事業の用に供する電気工作物保安規程の一部改正)

第7条 京都府水道事業の用に供する電気工作物保安規程（昭和62年京都府公営企業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第4条中「建設整備課」を「水道政策課」に改める。

別表第1中「公営企画課」を「公営企業経営課」に、「建設整備課」を「水道政策課」に改める。

別表第2中「建設整備課」を「水道政策課」に改める。

(京都府電気事業の用に供する電気工作物保安規程の一部改正)

第8条 京都府電気事業の用に供する電気工作物保安規程（昭和62年京都府公営企業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「建設整備課」を「水道政策課」に改め、同条第2項中「前項の」を「同項の」に改める。

別表第1中「公営企画課」を「公営企業経営課」に、「建設整備課」を「水道政策課」に改める。

別表第2中「建設整備課」を「水道政策課」に改める。

(京都府工業用水道事業の用に供する電気工作物保安規程の一部改正)

第9条 京都府工業用水道事業の用に供する電気工作物保安規程（昭和62年京都府公営企業管理規程第6号）の一部を

次のように改正する。

第4条中「建設整備課」を「水道政策課」に改める。

別表第1中「公営企画課」を「公営企業経営課」に、「建設整備課」を「水道政策課」に改める。

別表第2中「建設整備課」を「水道政策課」に改める。

(京都府行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部改正)

第10条 京都府行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程（平成17年京都府公営企業管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

第7条中「磁気ディスク（これに準じる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改める。

(京都府流域下水道事業会計規程の廃止)

第11条 京都府流域下水道事業会計規程（平成31年京都府公営企業管理規程第2号）は、廃止する。

#### 附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

---

### 教 育 委 員 会

---

京都府教育委員会基本規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月1日

京都府教育委員会  
教育長 前 川 明 範

#### 京都府教育委員会規則第1号

##### 京都府教育委員会基本規則の一部を改正する規則

京都府教育委員会基本規則（昭和24年京都府教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第21条の3第1項及び第9項中「文化財専門技術員」の右に「、事務指導員、技術指導員」を加える。

第21条の5第1項及び第5項中「人事主事」の右に「、事務指導員、技術指導員」を加える。

第23条の8第1項中「専門幹」の右に「、事務指導員、技術指導員」を加え、同条第6項中「主査」を「事務指導員、技術指導員、主査」に改める。

第23条の11第1項及び第4項中「資料主任」の右に「、事務指導員、技術指導員」を加える。

第23条の14第1項中「専門幹」の右に「、事務指導員、技術指導員」を加え、同条第5項中「主査」を「事務指導員、技術指導員、主査」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

---

### 人 事 委 員 会

---

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月1日

京都府人事委員会  
委員長 坂 田 均

#### 京都府人事委員会規則106—827

##### 職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当に関する規則（京都府人事委員会規則6—3）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第15号中「水環境対策課」を「下水道政策課」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月1日

京都府人事委員会  
委員長 坂 田 均

京都市人事委員会規則106—828

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の管理職手当に関する規則（京都市人事委員会規則6—54）の一部を次のように改正する。

別表第1知事の本庁の項中「人権啓発推進室長」を「人権啓発推進室長副危機管理監」に、「こども・青少年総合対策室長」を「こども・子育て総合支援室長」に改め、同表知事の自転車競技事務所の項を削り、同表知事の広域振興局の項中「(地域づくり振興課参事を除く。）」及び

地域づくり振興課参事	8種
------------	----

を削り、

東京事務所	所長	1種
	副所長	6種

を

東京事務所	所長	1種
	副所長	6種
自転車競技事務所	所長	2種
	次長	6種

に改め、同表知事の京都学・歴史館の項中「参事」を削り、同表知事の中小企業技術センターの項中

	課長	6種
けいはんな分室	分室長	6種

を

	課長	6種
--	----	----

に改め、同表知事の農林水産技術センターの項中

森林技術センター (森林部)	所長(森林部長)	4種
-------------------	----------	----

を

森林技術センター (森林部)	所長(森林部長)	4種
	次長	6種

に、

所長(宇治茶部長)	4種
-----------	----

を

所長(宇治茶部長)	4種(任命権者が人事委員会と協議して定める場合にあつては、3種)
-----------	----------------------------------

に、

生物資源研究センター	所長	4種
	部長	6種

を

生物資源研究センター	所長	4種
------------	----	----

に改める。

別表第2行政職給料表の8級の項中

3種	95,900円	79,800円
----	---------	---------

を

3種	95,900円	79,800円
4種	86,300円	71,800円

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



職員の公益的法人等への派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月1日  
京都市人事委員会  
委員長 坂 田 均

京都市人事委員会規則115—35

職員の公益的法人等への派遣等に関する規則の一部を改正する規則

職員の公益的法人等への派遣等に関する規則（京都市人事委員会規則15—2）の一部を次のように改正する。  
別表第1一般社団法人又は一般財団法人の項中



「一般社団法人京都府北部地域連携都市圏振興社

を

「一般社団法人京都府北部地域連携都市圏振興社

一般社団法人京都府木材組合連合会

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。